

介護保険の目的と特徴

★利用者の自立支援を目指して!!

介護保険法改正から3ヶ月経過しました。介護保険の目的特徴とは、要支援要介護状態等となった場合にも利用者が可能な限り居宅でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営めるよう病院診療所老人保健施設に通い又は自宅に介護に来てもらい利用者の心身の機能回復を図るものである。

今回は地域密着型サービスについて説明します。

新たに新設されたサービス

1 定期巡回随時対応型訪問看護

・日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的または連携のもと、定期巡回サービスと随時の訪問サービスを受ける事が出来る。

2 夜間対応型訪問介護

・24時間安心して在宅生活ができるよう、定期巡回サービスや通報システムによる夜間の訪問介護サービスを受ける事が出来ます。

3 認知症対応型通所介護

・認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、日常動作訓練や入浴・食事等の介護を受ける事が出来ます。

4 小規模多機能型居宅介護

・心身の状況に応じて、通いを中心として訪問か泊まりのサービスを組み合わせ、入浴や食事等の介護や機能訓練を受ける事が出来る。

5 認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

・認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、日常生活上の世話や機能訓練を受ける事が出来ます。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護

・小規模な有料老人ホーム(定員29名以下)などに入所している方が入浴や食事等の介護や機能訓練および療養上の世話を受ける事が出来ます。

7 地域密着型介護老人福祉施設

入所者生活介護 ・小規模な特別養護老人ホーム(定員29名以下)に入所している方が入浴や食事等の介護や機能訓練および療養上の世話を受ける事が出来ます。

8 複合型サービス

・通いを中心として、訪問や泊まりに訪問看護を組み合わせ、サービスを受ける事が出来ます。

↑
新たに新設されたサービスです。

